



規程の改定について

掲題の件について、平成29年5月30日にいわゆる改正個人情報保護法が施行され、これに伴い当組合の関連規程を改定し、近畿厚生局への届出が完了しましたので公告します。

いずれの規程についても施行期日は、改正個人情報保護法の施行日と同じ平成29年5月30日です。

改定の理由等については「続紙1」に、新旧条文対照表については「続紙2」に記載しておりますのでご参照ください。

なお、このことに関連する当組合のホームページのコンテンツの改修・公開は、本公告と同時にっております。

以上

規程改定の理由（続紙1）

①個人情報保護管理規程

いわゆる改正個人情報保護法が平成29年5月30日に施行され、健保連のモデル規程も改定されたため、当組合の規程もこれに倣い改定するもの。

②機密文書管理規程

同上

新旧条文対照表（続紙 2）

1. 個人情報保護管理規程

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、伊藤ハム健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「ガイドライン」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、伊藤ハム健康保険組合(以下「組合」という。)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>
<p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 本規程による個人情報とは、法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。</p> <p>2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>3 <u>本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、<u>ガイドライン</u>に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>5 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p>	<p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 本規程による個人情報とは、法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。</p> <p>2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 死者に関する情報は、法の対象外であるが、<u>ガイドライン</u>に基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>4 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p>

<p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人に分かりやすい方法で通知し、又はホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、又は前記手段等を用いて公表する。</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人に分かりやすい方法で通知し、又はホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、又は前記手段等を用いて公表する。</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と<u>相当の</u>関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>(後略)</p>
<p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第23条第1項に定める第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、<u>同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</u></p> <p>2 <u>当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</u></p> <p>3 <u>法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</u></p> <p>4 <u>法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</u></p>	<p>(個人情報の第三者への提供の制限)</p> <p>第4条 法第23条に定める第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、<u>当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはなら</p>	<p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはなら</p>

<p>ない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 <u>法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</u></p>	<p>ない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(外部委託)</p> <p>第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。</p> <p>(1)法令、関連通知及び<u>ガイドランス</u> (当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを<u>含む</u>) を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。</p> <p>(後略)</p>	<p>(外部委託)</p> <p>第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。</p> <p>(1)法令、関連通知及び<u>ガイドライン</u> (当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを<u>追加する</u>) を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。</p> <p>(後略)</p>
<p>(開示手数料)</p> <p>第16条 開示の<u>請求</u>に対しては以下の手数料を徴収する。</p> <p>(後略)</p>	<p>(開示手数料)</p> <p>第16条 開示の<u>求め</u>に対しては以下の手数料を徴収する。</p> <p>(後略)</p>
<p><u>(漏洩等の事故にかかる対策)</u></p> <p>第22条 <u>組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>附 則 (施行期日) (中略)</p> <p>・この規程の改定は、平成29年5月30日より施行する(第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第14条、第16条、第22条(新設)、別表1(全面改定)、別表2、様式第1号(追加)、様式第2号(追加))。</p>	<p>附 則 (施行期日) (後略)</p>

別表 1 健康保険組合が保有する個人情報の例… (新—全面改定)

<u>個人情報</u> <u>の種類</u>	<u>個人情報の内容</u>
<u>適用関連</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>記号・番号、氏名、生年月日、性別、個人番号、被保険者枝番</u> ● <u>資格取得・喪失日、報酬・賞与実績、被扶養者有無、前年度収入額</u> *被扶養者の場合、上記に加え被保険者本人との生計維持関係を示す情報(続柄・同居有無等) *任意継続被保険者の場合、上記に加え住所所在地等連絡先
<u>保険給付関連</u> <u>(現物)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>診療報酬明細書(レセプト)記載情報</u> <u>(診療年月日・日数、受診医療機関名称・所在地、傷病名、診療内容、医療費等にかか</u> <u>る情報)</u>
<u>保険給付関連</u> <u>(現金)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>療養費、移送費関連</u> <u>(治療用装具内容・装着日、柔道整復師・あんま・はり・きゅう・マッサージ師等</u> <u>にかか</u> <u>る情報、移送経緯・費用、その他申請理由等)</u> ● <u>傷病手当金関連</u> <u>(傷病名、労務不能期間、労務不能期間中の報酬額、年金受給額、出勤状況、医師</u> <u>の意見にかか</u> <u>る情報)</u> ● <u>出産手当金・出産育児一時金関連</u> <u>(出産日、出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかか</u> <u>る情報)</u> ● <u>埋葬料(費)関連</u> <u>(死亡年月日、埋葬に要した費用、請求者にかか</u> <u>る情報)</u>
<u>保健事業関連</u>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>健康診査、保健指導関連(特定健康診査・特定保健指導・事業所とのコ</u> <u>ラボヘルスを含む)</u> <u>(受診年月日、健診機関名称・所在地、健診・問診結果、指導結果)</u>

別表 1 健康保険組合が保有する個人情報… (旧一全面改定)

個人情報の種類	個人情報の内容
被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、資格取得日、資格喪失日、標準報酬月額、報酬実績、被扶養者の有無、基礎年金番号
任意継続被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、住所、資格取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、被扶養者の有無
被保険者レセプト情報	本人・家族区分、診療区分、保険者番号、記号・番号、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、氏名、性別、生年月日、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地および名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、高額療養費金額、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像（レセプト画像）
被保険者健康診断情報	記号・番号、被保険者・被扶養者・事業所担当者氏名および住所、生年月日、電話番号、事業所名、事業所社員コード、受診費用、健診別給種コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、画像（レントゲン写真）、相談・指導内容、所見、保健師・看護師名、緊急薬・常備薬購入記録、疾病既往歴、家族既往歴
被保険者現金給付情報	記号・番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、年金額、医療費、装具装着日、装具購入費用、前年度所得（非課税者のみ）、移送費用、証明先医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた給与、労務不能期間の出勤状況、出産（予定）日、出生児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容、埋葬に要した費用（埋葬料のみ）、請求者住所・電話番号・振込口座
被保険者柔道整復情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像（申請書画像）、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座
被扶養者適用情報	氏名、生年月日、性別、住所、被保険者との続柄、職業（学校名）、月平均収入額、同居別居の別
被扶養者レセプト情報	被保険者レセプト情報と同じ
被扶養者健康診断情報	被保険者健康診断情報と同じ
被扶養者現金給付情報	氏名、生年月日、被保険者との続柄、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、前年度所得（非課税者のみ）、医療費、装具装着日、装具購入費用、出産（予定）日、出生児数、出生児名、続柄、死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容
被扶養者柔道整復情報	記号・番号、氏名、生年月日、施術柔道整復師名、柔道整復師登録番号、画像（申請書画像）、施術年月、施術金額、傷病名、柔道整復師の振込先口座、被扶養者氏名・生年月日、被保険者との続柄

※上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする。

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的… (新)

①個人情報

利用目的	事例	具体的事項
被保険者等に対する保険給付	健康保険組合等の内部での利用	<u>被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理</u>
		保険給付の実施
		<u>番号法に定める利用事務</u>
	他の事業者等への情報提供	高額療養費等の自動払い <u>における給与口座（事業主）への支払い</u>
		海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
		第三者行為に係る損保会社等への求償
		健保連の高額医療給付の共同事業
<u>番号法に定める情報連携</u> <u>*被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託</u>		
保険料の徴収等	健康保険組合等の内部での利用	標準報酬月額及び標準賞与額の把握
		健康保険料、 <u>介護保険料、調整保険料</u> の徴収
保健事業	健康保険組合等の内部での利用	健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
		特定健診、保健指導の実施
		健康増進施設（保養所等）の運営
	他の事業者等への情報提供	<u>特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告</u> <u>*保健指導、健康相談に係る産業医への委託</u> <u>*医療機関への健診の委託</u> <u>*コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供</u>
		被保険者等への医療費通知
診療報酬の審査・支払	健康保険組合等の内部での利用	診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
	他の事業者等への情報提供	レセプトデータの内容点検・審査の委託
		レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
健康保険組合の運営の安定化	健康保険組合等の内部での利用に係る事例	医療費分析・疾病分析
	他の事業者等への情報提供	医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託 <u>健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画</u>
その他	健康保険組合等の内部での利用	健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
	他の事業者等への情報提供	第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

②特定個人情報

利用目的	事例	具体的事項
番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携	組合の事務処理執行のため、他機関より情報を <u>収集</u>	傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
		高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
		被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
		被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
	他機関の事務執行のため、組合が情報を提供	高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的… (旧)

①個人情報

利用目的	事例	具体的事項
被保険者等に対する保険給付	健康保険組合等の内部での利用	保険給付の実施
	他の事業者等への情報提供	高額療養費等の自動払い
		海外療養費にかかる翻訳のための外部委託
		第三者行為に係る損保会社等への求償 健保連の高額医療給付の共同事業
保険料の徴収等	健康保険組合等の内部での利用	被保険者資格の確認並びに 標準報酬月額及び標準賞与額の把握
		健康保険料の徴収
		被扶養者の認定 健康保険被保険者証の発行
	他の事業者等への情報提供	被保険者等資格等のデータ処理の外部委託
保健事業	健康保険組合等の内部での利用	健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談 健康増進施設（保養所等）の運営
	他の事業者等への情報提供	保健指導、健康相談に係る産業医、 専門機関 への委託
		医療機関への健診の委託
		健康増進施設の運営の委託
		健診結果の事業者への提供 被保険者等への医療費通知
診療報酬の審査・支払	健康保険組合等の内部での利用	診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査
	他の事業者等への情報提供	レセプトデータの内容点検・審査の委託
		レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託
健康保険組合の運営の安定化	健康保険組合等の内部での利用に係る事例	医療費分析・疾病分析
	他の事業者等への情報提供	医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
その他	健康保険組合等の内部での利用	健康保険組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料
	他の事業者等への情報提供	第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

②特定個人情報

利用目的	事例	具体的事項
番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携	組合の事務処理執行のため、他機関より情報を 受ける	傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
		高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
		被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報 被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
	他機関の事務執行のため、組合が情報を提供する	高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報 資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

【様式第1号】…新設

① 提供した年月日	② 提供した第三者	③ 個人情報により 識別される本人	④ 個人情報の項目	⑤ 本人同意年月日

⋮

注：

1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
2. ②③の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

【様式第2号】…新設

① 提供を受けた年月日	② 提供を受けた者	③ データ取得の経緯	④ 個人情報により 識別される本人	④ 個人情報の項目	⑤ 本人同意年月日

⋮

注：

1. 本様式は紙、データ様式のいずれかとする。
2. ②④の記載においては、氏名、名称又は当該者を特定するに足りる事項を記載するものとする。
3. 本様式に記録した事項は①の年月日から起算して3年間保存するものとする。

2. 機密文書管理規程

新	旧
<p>第5条 個人情報とは、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>(1) 特定個人情報 <u>又は要配慮個人情報</u> が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>(2) 個人情報(特定個人情報 <u>又は要配慮個人情報</u> を除く) が記載された文書は、機密区分として「秘密」以上を指定する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第5条 個人情報とは、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>(1) 特定個人情報が <u>記入又は</u> 記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>(2) 個人情報(特定個人情報を除く) が <u>記入又は</u> 記載された文書は、機密区分として「秘密」以上を指定する。</p> <p>(後略)</p>
<p>附 則 (施行期日) (中略) <u>・この規程の改定は、平成29年5月30日より施行する(第5条)。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) (後略)</p>